

記入例【道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税の方】

※ 就学支援金の申請時にすでに個人番号を提出している場合も、改めて課税証明書の提出が必要になります！

給し

次のいずれかの該当箇所に必ずレ印を記入してください。

①～⑥に記載のある方の課税証明書を提出してください。

アの者の課税証明書等を提出します。

①	☒	保護者(親権者) 2 名分 ・生徒が未成年(18歳未満)であり、保護者(第1項第1号)が1名以上存在する場合 等
②	☐	保護者(親権者) 1 名分 (親権者が、一時的に保護者を除く。) ・離婚、死別等により保護者(親権者)が1名のみの場合 等
③	☐	未成年後見人() 名分 ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任された場合 等 ※ 未成年後見人が法人である場合又は財産管理者を除く。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している場合 ・生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の収入により生計を維持している場合 等
⑤	☐	主たる生計維持者 1 名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、成年に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	☐	生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

◎課税証明書は、

①「令和5年度道民税・市町村民税(非課税)証明書

②「令和5年度給与所得に係る市町村民税・道民税特別徴収税額の決定・変更通知書」の写し

③「令和5年度道民税・市町村民税納税通知書」の写し

のいずれかを提出してください。

イ 次の理由により、課税証明書等を提出しません(※添付省略の場合を含む)。

①	☐	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていないため。
②	☐	就学支援金の申請時に既に「課税証明書」を提出している場合に省略が可 就学支援金の申請時に控除対象配偶者の課税証明書の提出を省略した場合は、レ印を記入し課税証明書 控除対象配偶者等提出 省略課税証明書担当者確認欄※道府県担当職員記入欄 確認済 印

☆上記のうち、個人番号を確認できる書類を提出した場合又はオンライン申請により個人番号を利用し収入状況を登録又は個人番号を登録した場合は、次の□に必ずレ印を付けてください。

☐ 「北海道公立高校生等奨学給付金」に係る事務手続を処理するときに限って、就学支援金の申請・届出の際に提出した個人番号又は税情報等を利用することに同意します。

② (2) に該当する場合は、次の内容を確認の上、□にレ印を付けてください。

☒	私の世帯は、7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は受給していません。
-------------------------------------	--

扶養親族等の状況について(非課税世帯のみ記入してください。)

必ず確認し、レ印を記入してください。

基準日現在15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹

扶養親族の状況	続柄	氏名	生年月日	年齢	職業・学校名(学年)等	奨学給付金の申請の有無		課程	備考
						☐ 有	☐ 無	☐ 通信制 ☐ 専攻科 ☐ 上記以外	
						☐ 有	☐ 無	☐ 通信制 ☐ 専攻科 ☐ 上記以外	
						☐ 有	☐ 無	☐ 通信制 ☐ 専攻科 ☐ 上記以外	

※ 対象生徒の他に、扶養する高校生等がいる場合は、奨学給付金の申請の有無欄にレ印を付けてください。

※ 対象生徒の他に、扶養する高校生等がいる場合は、課程欄の該当する箇所にレ印を付けてください。

※ 扶養状況確認のため、15歳(中学校を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹の健康保険証等の写しを提出してください。

※ 健康保険証の世帯主又は扶養者が申請者と異なる場合は、「扶養申立書」を提出してください。

※学校等受付日

年 月 日